

サイバーセキュリティ戦略本部
普及啓発・人材育成専門調査会
サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ
第5回会合 議事概要

1 日時

令和元年12月3日(火) 14:30～16:30

2 場所

内閣府別館9階会議室

3 出席者(敬称略)

(主査)	林 紘一郎	情報セキュリティ大学院大学 名誉教授
(副主査)	岡村 久道	英知法律事務所 弁護士
		京都大学大学院 医学研究科 講師
(委員)	大杉 謙一	中央大学大学院 法務研究科 教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
	星 周一郎	首都大学東京 法学部 教授
	丸山 満彦	デロイト トーマツ サイバー合同会社 執行役員
	宮川 美津子	TMI 総合法律事務所 弁護士
	湯淺 壘道	情報セキュリティ大学院大学 教授
(事務局)	山内 智生	内閣審議官
	三角 育生	内閣審議官
	吉川 徹志	内閣参事官
	上田 光幸	内閣参事官
	川本 悠一	参事官補佐
	蔦 大輔	上席サイバーセキュリティ分析官

(オブザーバー)

警察庁、個人情報保護委員会事務局、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省

4 議事概要

(1) 山内内閣審議官挨拶

(2) タスクフォースの活動状況報告

事務局から、タスクフォースの活動について報告が行われた。

- ・ドラフト案については、タスクフォース構成員、オブザーバーの大谷委員、事務局で分担してトピック毎に起草している。執筆を行うメイン担当、チェックを行うサブ担当という体制をとり、事務局にて全体を確認して統合した。
- ・ドラフトの起草にあたっては、オブザーバー省庁に対しても意見を求め、また、トピックによっては有識者や関係団体に対してヒアリングを実施している。
- ・本日の意見を踏まえて年明けに向けてさらにブラッシュアップする予定。

(3) 法令集のドラフト案等について

事務局から、資料1から資料5に沿って説明。

その後、委員による自由討議が行われた。

委員からの発言の概要は以下のとおり。

(非公開資料であるドラフト案の個別の内容に関する発言は割愛する)

(大谷委員)

- ・成果物のタイトルはストレートに「Q&Aサイバーセキュリティ関係法令と解説」、といったものでどうか。
- ・全体として、平易な言葉を選んで記述をした方が良いのではないか。いかにも弁護士的、法務的な論点としての書き方というよりは、幅広い読み手を想定した記述の方が良いように思う。
- ・トピックに関して、最近気付いたこととして、オープンソースの正規のソフトウェアに脆弱性が作り込まれていたり、悪意のあるバックドアなどが仕込まれているケースが現に発生している。そのテーマに触れる箇所があっても良いのではないか。これに関連して、2020年4月に債権法の改正法が施行されるが、経済産業省とIPAでモデル契約の見直しを行っており、サイバーセキュリティ関係の条項の作り込みも合わせて行っているため、それを取り込むことも考える必要がある。
- ・完成させた後の補遺や、補足の情報提供をどのように行うかも重要である。

(岡村副主査)

- ・「情報セキュリティ」「サイバーセキュリティ」という用語が混在している。OECDのガイドラインやISO/IEC27000シリーズのように「情報セキュリティ」が固有名詞となっているのであればそれに従わざるを得ないが、それ以外については基本的に「サイバーセキュリティ」とし、例外的に必要なかつ合理性が認められる場合であれば「情報セキュリティ」という使い方をする方針が望ましいのではないか。

- ・ このようにするためには、サイバーセキュリティ基本法第2条の「サイバーセキュリティ」の定義を冒頭に入れる必要がある。併せてサイバーセキュリティ基本法に関するトピックを追加すべきではないか。
- ・ 個人情報保護法関係のトピックが全体的に重い印象がある。来年の通常国会に改正法が出る予定で、まだ今後の予定が分からないということもある。このサブWGの成果物は政府が出す文書であるため、個人情報委が出していない独自の解釈等を記載することは控えた方が良いのではないか。
- ・ 執筆者によって出典の多寡にばらつきがあるが、出典が多くある方が利便性が高いため、所管省庁が公式にガイドラインを出しているのであればそれはできるだけ引用すべきではないか。
- ・ トピック毎にタグを設けていただいているが、タグの数も執筆者によってばらつきがあるため、標準を設けるべきではないか。
- ・ 資料2の並び替えの категорияに「K（訴訟法）」とあるが、刑事訴訟法は含んでいないのではないか。
- ・ 読みやすさの観点からは見出しに関するフォーマットを揃えた方がよい。

(大杉委員)

- ・ 会社法に関連する部分については事前に拝見して少し手を入れさせて頂いているが、その他全体については現時点では特段の意見はない。

(奥邨委員)

- ・ 全体に関しては、大谷委員と同意見で、言葉遣い、内容について少々難しいという印象を受けた。より広い読者を考えたときに説明不足であるという点が見られたため、改善の必要があるのではないか。
- ・ 岡村副主査と同じく、出典の挙げ方にばらつきがある。出典はしっかり記載すべきであるし、出典の引用と、引用を踏まえた見解や解釈は明確に分けるべきではないか。

(星委員)

- ・ 全体としては、大谷委員、奥邨委員が挙げられたとおりで、自分になじみのある分野は感覚的に分かるが、なじみがない分野については、内容の感覚がつかみづらい箇所があるように思う。
- ・ 最終的にとりまとめる際には、法令、判例、裁判例については、基準日を設けるべき。

(丸山委員)

- ・ 他の委員と同意見だが、読んだときに一般の方には難しいかな、と思ったのと、

引用なのか、引用を踏まえた意見なのかが区別が付きづらかった。執筆者の思いがあることは理解するが、今回に限っては、できる限り客観性のある記述が良いのではないか。

(宮川委員)

- 全般について並び替え方については、平成21年の要求事項集から大きく入れ替えないように、とこだわらず、読みやすさや論理的な流れによって柔軟に変えてもよいのではないか。
- タイトルについては、少なくとも、解説がない単なる法令集ではない、ということが分かる工夫が必要ではないか。

(湯浅委員)

- ガイドラインをしっかりと読まれる事業者もいるので、各省庁から出ているガイドラインがあるならば可能な限りフォローアップすべきではないか。
- 情報処理法の改正があって、いつ施行されるかにもよるが、情報処理安全確保支援士関係の改正と、情報処理システムの運用及び管理指針等が新設されるため、これをフォローすると大きく変わる可能性があるのではないか。
- IoT関係のガイドラインは様々なものがあるので、どこまでフォローするかはある程度コントロールが必要ではないか。
- 海外法令や業法に関しては、とりまとめの際に、こういった基準でどこまでカバーしているかということをも明記した方がよいのではないか。

5 結論

(林主査)

以上の意見を踏まえて以下のとおり整理する。

- 表題は大谷委員提案の「Q&Aサイバーセキュリティ関係法令と解説」が有力案
- 「情報セキュリティ」と「サイバーセキュリティ」の使い分けは岡村副主査のコメントのとおりとする。
- 個人情報保護法関連のトピックは岡村副主査の意見を踏まえ、事務局の方で担当部局と内容を詰めていく。
- 出典の記載は適切に行う。特に省庁のガイドラインは出典を明記すること。
- タグについては、言及している法律は必ず入れることとして、その他のキーワードについて5～6個を目安とする。
- 基準日については資料3の凡例に記載があるが、成果物公開までのいずれかの日を特定して設ける。
- 情報処理法の改正案については事務局の方で経産省と内容を調整する。
- IoT関係のガイドラインについては、ある程度事務局の方でフォロー対象を整理

する。

- 平成21年要求事項集については引用の必要はないが、本件成果物の作成経緯の中で言及する。
- 出典についてはURLに最終アクセス日を設ける。主要なものはURLまで挙げる
こととするが、そうではないものについては執筆者に任せる。